### マルナカ白鳥店 (No.1281)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月6日 香川県知事 池田 豊人

### 1 届出の概要

届出者の氏名又は 名称及び住所	名 称 マックスバリュ西日本株式会社 住 所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号			
大規模小売店舗の 名称及び所在地	名 称 マルナカ白鳥店 所在地 東かがわ市白鳥町白鳥字城泉 141 番地1 外			
	所在地 東かがえ (1) 大規模小売 (1) 大規びに (1) 所で更 名 (2) を	わ市白鳥町白鳥字城泉 141 売店舗において小売業を行 人にあっては代表者の氏名 住所 広島県広島市南区段原 南一丁目 3番 52 号 善通寺市生野町 1061 番 地 愛媛県四国中央市三島 宮川四丁目 10番 54 号 東京都八王子市暁町一 丁目 32番 13 号 愛知県名古屋市中区富 士見町8番8号 東かがわ市湊 616番の	代表者氏名       平尾       雄一       森本     宏樹       塩     敏朗       指田     努       遠藤     結蔵	は名称及び住 備考 R5.7.31 退店 R5.7.31 退店
	薬局 【変更後】 名称 マックスバリュ 西社 株式ホング式 株ホホグス 株ホゲス 有限 薬局	度所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号 善通寺市生野町1061番地 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号 東かがわ市湊616番の8	代表者氏名       平尾 健一       森本 宏樹       遠藤 結蔵       井原 裕子	備考
変更の年月日	上記記載のとおり			
変更する理由	上記記載のとおり			

- 2 届出年月日 令和5年10月20日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 東かがわ市総務部地域創生課

縦覧期間: 令和5年11月6日から令和6年3月6日まで

#### 4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和6年3月6日)に次の提出先に提出することができる。

### マルナカ白鳥店 (No.1281)

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部 経営支援課及び東かがわ市総務部地域創生課において当該公告の日から一月間縦覧に供 する。

# 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

## 提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ